

申元〇年保九月

右之通町中不殘入念相觸、其町々名主月行事印判持來、朔日奈良屋所江可持參候以上、

九月廿八日

町年寄三人

〔徳川禁令考四十七〕享保四亥年四月

路次之上に家根仕間敷旨

一當二月類焼之町々、家作仕候ハ、路次之上に屋根仕間敷候、當分之小屋掛ハ勿論、重而普請仕候共、右之通可相心得候、且又路次之口も戸計にいたし、上に鴨居等之物付候儀、無用可仕候、一類焼以後、路次には屋根不仕、路次通之庇並に仕付候場所も可有之候、ケ様之所は路次通之庇は、路次并庇をも取はなし可申候、

一當二月類焼之町々之外、前々類焼之町々も、路次には屋根不仕、路次通之庇家並に仕付候所も、路次通之庇は取はなし可申候、

一前々類焼之町々、路次之上屋根仕付候所は、當分其通に差置可申候、重而本普請之節は、右之通可相心得候、路次屋根并庇無之所、路次之口戸計に致、鴨居等之物一切差置申間敷候、

一路次之奥に、裏店に而無之家主など住居致し、路次を門に用ひ來り候而、路次之上に屋根無之候而は、殊之外迷惑に候者も有之候は、委細繪圖に相認候而奈良所江可差出候、

四月

右之通先達而申渡候處、今以其儘差置候町々可申付候、追而見分相廻り候儀も可有之候間、少も油斷有間敷候以上、

〔道中秘書付〕四道中方勤方申上

加役道中奉行勤方之儀申上候書付